

# 平成30年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年12月25日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時52分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
委 員 山 田 章 雄
- 5 欠席委員 委 員 後 藤 彰
- 6 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司  
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修  
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優  
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇  
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦  
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春  
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 鈴 木 壮 平  
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美  
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇  
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子  
公 民 館 長 大 橋 一 浩  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘  
教育部副主幹（教育企画課）兼学務係長 大 谷 健
- 8 傍聴人 1人

平成30年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 平成30年12月25日（火） 午後2時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第34号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第35号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第36号 教育財産の取得申出についての専決処分について
- 第 5 議案第37号 西東京市公立学校教職員の処分の内申についての専決処分について
- 第 6 報 告 事 項
  - (1) 平成30年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について（報告）
  - (2) 平成30年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について（報告）
  - (3) 学校における働き方改革推進プラン
  - (4) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定等の答申（文化庁文化審議会）について
  - (5) 史跡下野谷遺跡整備基本計画（素案）について
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第12回定例会  
(12月25日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第5 議案第37号 西東京市公立学校教職員の処分の内申についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第7 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第34号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大橋公民館長 議案第34号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由について説明いたします。

本議案は、平成31年1月1日より、新西東京市公共施設予約管理システムが運用開始することにより、現行の運用に変更が生じたため、施行規則の一部を改正するものでございます。

提案理由としましては、新西東京市公共施設予約管理システムが、抽選予約の初日の1日、抽選日の8日、随時予約開始の16日以外は24時間申請できるようになり、当日使用を希望する場合、午前8時30分まではシステムによる申請が可能となること、公共施設予約管理システムで施設使用申請を行っている他の施設同様に抽選回数を1回とするため、施行規則を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。新旧対照表の右側が現行規則、左が改正案というふうになります。それでは、改正内容について説明いたします。

第15条、使用の申請の第2項を「使用しようとする日の前日までに行う」を「使用しようとする日の午前8時30分までに行う」に、第16条につきましては、全文を改正する形となります。まず、第1項を「前条第2項の申請をすることができる期間のうち使用しようとする日の2月前の日の属する月の1日から7日までは、予約システムによる抽選の申込みを受け付ける期間とし、同月8日に抽選し、申請することができる者を決定する」、第2項を「前項の規定により抽選の申込みをした者が抽選に当選したときは、抽選日の属する月の15日ま

でに予約システムにより申請するものとする。この場合において、同日までに申請をしなかったときは、当選がなかったものとみなす」に改めるものでございます。

この規則は、平成31年1月1日から施行するものでございます。よろしく御審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案34号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第35号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大橋公民館長 議案第35号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由について説明いたします。

本議案は、平成31年1月1日より、新西東京市公共施設予約管理システムが運用開始することにより、現行の運用に変更が生じたため、平成14年2月27日、教委規則第3号の一部を改正するものでございます。

改正理由としましては、新西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年2月28日規則第8号）の第5条、登録の手続、第6条、登録届の確認、第9条、登録番号等の管理の改正に伴い、規則の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

1枚おめくりください。新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。

第2条、用語の定義中の「、電話」を削除いたします。

続きまして、第5条、登録の手続の第1項を「登録を受けようとする個人又は団体は、使用しようとする施設（以下「使用施設」という。）に、西東京市公共施設予約管理システム使用者共通事項登録届書（別記様式。以下「共通事項登録届書」という。）及び教育委員会が別に定める書類（以下「登録書類」という。）を提出しなければならない」に改めるものでございます。第2項中の「前項第2号」を「前項」に、第3項を「複数の使用施設の使用に係る登録を受けようとする個人又は団体は、共通事項登録届書及び登録書類をそれぞれの使用施設に提出しなければならない」に改め、第4項を削除いたします。

第6条、登録届の確認中の「前条第3項に規定する登録情報及び登録書類又は同条第4項に規定する共通事項登録届書及び登録書類」を「前条第1項に規定する共通事項登録届書及び登録書類」に改め、第1号中の「登録届が」を「登録届を提出した者が」に、第4号の「登録届に係る施設」を「使用施設」に改めます。

続きまして、第7条、「利用者登録番号の交付」の見出しを、「利用者登録証等の交付」に、条文中の「西東京市公共施設予約使用者登録証」を「西東京市公共施設予約管理システ

ム使用者登録証」に改め、第9条、登録の期限等の第2項中の「1月前」を「12月前」に改め、別紙様式の「西東京市公共予約システム利用者共通事項登録届書」を「西東京市公共施設予約管理システム利用者共通事項登録届書」に様式を改めるものでございます。

この規則は、平成31年1月1日から施行するものでございます。よろしく御審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 山田委員 1点確認したいんですけども、既に登録している方たちは、このシステムの変更に従って再登録とかそういうことはしないで、そのまま引き継がれるんですか。
- 大橋公民館長 基本的には、登録を済ませている者につきましては、そのまま引き続き登録ができる。ただし、ちょうど今年度、30年度が、5年に一度の一斉更新の年に当たっておりますので、1月1日から新しいシステムに変更になるということで、各団体全て登録のし直しをしていただいているところではございます。
- 山田委員 はい、わかりました。
- 木村教育長 ほかに御質問はございませんか。
- 米森委員 改正の後、今までの電話というのがなくなったということなので、電話の方は不便になるとか、電話がなくなることによってどういうことになるのか教えていただけますか。
- 大橋公民館長 一応、規則のほうには電話ということが入っているんですけども、公民館の施設の管理の規則のほうで、公共施設予約管理システムによって公民館施設を予約するということになっているので、空き情報の問い合わせはたまにあるんですけども、申請に関する問い合わせを電話でやるということは、実際上は行われていなかったの、ここで削除するという形になりました。
- 米森委員 そういうことですね。はい、わかりました。
- 高橋委員 改正案のほうに、「大人・子供」の区分にチェックするところがあるんですけども、これはどうして設けたんですか。
- 大橋公民館長 こちらにつきましては、西東京市公共施設予約管理システムの全共通事項になりますので、公民館だけということではなくて、その他このシステムを活用して施設のほうを予約している団体の、いわゆるシステムのほうに登録する情報としていただくような形になるものでございます。ですので、大人なのか、子供なのかという情報もこの中に加えなければならないというようなことが、今回のシステムの運用の中に含まれておりますので、ここに区分として、「大人・子供」という区分が発生してきているということになります。
- 高橋委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第35号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第36号 教育財産の取得申出についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○名古屋教育部主幹 教育財産の取得申出についての専決処分につきまして、説明申し上げます。

西東京市立ひばりが丘中学校の教育施設として新たに建物の取得の申出について、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分いたしましたので、同規則第6条の規定により報告いたします。

内容といたしましては、1枚おめくりいただきまして、専決処分書を御覧ください。

専決処分第11号、専決処分書。教育財産の取得の申出につきましては、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定に基づきまして、平成30年12月20日に市長に申出を行ったものでございます。

専決処分の内容といたしましては、対象財産の財産名称がひばりが丘中学校、財産の種類が建物となりまして、校舎棟、駐輪場、ポンプ室でございます。

建物の内容でございます。校舎棟といたしましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、建築面積が4,444.62平方メートル、延床面積が1万4,866平方メートルでございます。駐輪場といたしまして、アルミ合金造、建築面積と床面積が同面積になりまして、27.16平方メートルでございます。ポンプ室といたしまして、鉄骨造、建築面積と延床面積がポンプ室も同面積となりまして、6平方メートルでございます。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第36号 教育財産の取得申出についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第6 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1)平成30年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について(報告)、説明をお願いいたします。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 それでは、平成30年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について、報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらは、東京都教育委員会が、東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員の功労をたたえ、表彰しているものでございます。

今年度は、本市から、住吉小学校の屋宮茂穂校長と柳沢中学校の勝見俊也校長が、いずれも学校経営の功績により表彰されることとなりました。

なお、表彰式典につきましては、平成31年2月8日(金曜日)に東京都庁において行われ

ます。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)平成30年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について(報告)、説明をお願いいたします。

○等々力教育部副参与兼学校運営課長 それでは、平成30年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について、報告申し上げます。

この表彰は、学校保健分野において優れた功績がある学校関係者を表彰することにより、学校保健の水準の向上及び普及と充実を図るということを目的としてございます。

今年度につきましては、現在、田無第二中学校及び谷戸小学校、谷戸第二小学校で学校医として御勤務をいただいております中澤宏先生を、西東京市医師会からの推薦に基づき東京都教育委員会に推薦し、決定したものでございます。

表彰式につきましては、12月21日に都庁大会議場において行われたものでございます。

以上、平成30年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定についての報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)学校における働き方改革推進プラン、の説明をお願いいたします。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、私から、学校における働き方改革推進プランについて、説明いたします。

これまで行われた文部科学省や東京都教育委員会の勤務実態調査等により、学校の教員の長時間労働の実態が明らかになり、社会問題としても大きく取り上げられるようになりました。学校における長時間労働は、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。西東京市教育委員会といたしましては、西東京市立学校に勤務する教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備するために、西東京市立学校における働き方改革推進プランを策定いたしました。

1 ページをお開きください。

1、学校における働き方改革の目的を御覧ください。西東京市教育委員会として働き方改革を推進し、市立学校の教員一人ひとりが誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上を図るために、学校における働き方改革推進プランを策定いたしました。

2、本プランの位置付けでございますが、東京都公立学校教員としての任命権者である東京都教育委員会が作成した学校における働き方改革プランとの整合性を図った上で、西東京市立学校の設置者である西東京市教育委員会の平成31年4月からの当面の実施計画として定めるものです。

3、学校における働き方改革の目標でございますが、平成30年6月に実施した勤務実態調査により、本市においても週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる過労死ライン相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかとなりました。



こうした教員の勤務実態も踏まえ、西東京市教育委員会では、東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プランにおいて、都立学校と区市町村立学校における共通の目標としている週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを当面の目標といたします。

続いて、3ページの4、具体的な働き方改革の取組の方向性です。教員の長時間労働を改善するためには、役割分担のあり方や業務の進め方など、様々な観点から見直したり、管理職や教員の意識を変えたりしていくことが重要となります。

本プランでは、東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プランと同様、囲みで示す五つの方向性で取り組む計画としております。(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進、(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進、(3) 学校を支える人員体制の確保、(4) 部活動の負担を軽減、(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備の5点です。

次に、7ページをお開きください。

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするという当面の目標の達成に向けて、二つの取組方針、平日の1日当たりの在校時間を11時間以内、土曜日、日曜日、連続して業務に従事しないのもと、西東京市教育委員会及び西東京市立学校の具体的な取組を進めてまいります。

では、具体的な取組について説明いたします。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進として、出退勤時刻をICカードで記録できる出退勤カードシステムを平成31年度に全校に配備する計画をしており、一人ひとりの教員や管理職が在校時間を意識した業務ができるようにしていきます。

また、東京都教育委員会のタイムマネジメント力向上に向けたパイロット校の研究指定を受けられるよう、平成31年度に申請する予定です。小・中学校1校ずつのパイロット校では、教員の働き方に関する意識改革を図るとともに、組織として長時間労働という働き方を変えるため、外部専門家等を活用した研究に取り組む予定です。

そのほか、夜間・週休日等における留守番電話対応や学校閉庁日の設定についても、引き続き取り組んでまいります。

9ページをお開きください。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進として、平成32年度に、全校に、教務系、保健系、学籍関係の学校事務を行うことのできる統合型校務支援システムを導入する予定です。また、学校に依頼する各種調査や研修会、連絡会を精選、見直しなどを図っていきます。

続きまして、(3) 学校を支える人員体制の確保として、学校経営補佐の非常勤教員や、教材準備や印刷、採点等を行うスクール・サポート・スタッフの配置を進めるとともに、学校事務職員の効果的な活用のあり方について検討していきます。

11ページをお開きください。

(4) 部活動の負担を軽減として、スポーツ庁や東京都教育委員会が作成するガイドラインを踏まえて作成した、西東京市立中学校に係る運動部活動の方針の周知徹底を図り、1日の活動時間や休養日等に関する基準での実施を進めてまいります。また、顧問教員にかかわ

て技術指導や引率のできる部活動指導員を引き続き配置し、顧問教員の負担軽減を図ってまいります。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備として、管理職の職務上の目標にライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組を設定するとともに、学校経営計画においてもライフ・ワーク・バランス推進策を明記し、取組を進めてまいります。

教育委員会として、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備できるよう、本プランに掲げた働き方改革を確実に進めてまいります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定等の答申（文化庁文化審議会）について、説明をお願いいたします。

○掛谷社会教育課長 私からは、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定等の答申（文化庁文化審議会）につきまして、報告申し上げます。

恐れ入ります。お手元の資料を御覧ください。

こちらにつきましては、本年の教育委員会第5回及び第6回の定例会で議決をいただき、その後、東京都教育委員会を通して文化庁に意見具申書を提出いたしました。下野谷遺跡の国史跡の追加指定及び個人住宅の国登録有形文化財（建造物）の登録につきまして、このたび11月16日に文化庁文化審議会から文部科学大臣に答申がございましたので、報告申し上げます。

所在地、面積等につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

参考といたしまして、追加指定及び登録文化財に関します文化庁の報道発表資料の抜粋を添付させていただいております。

なお、今回の答申は、文化庁文化審議会から文部科学大臣への答申となっております、実際の追加指定及び登録につきましては、今後の官報告示をもってなされるということになってございます。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(5) 史跡下野谷遺跡整備基本計画（素案）について、説明をお願いいたします。

○掛谷社会教育課長 報告事項(5) 史跡下野谷遺跡整備基本計画（素案）につきまして、説明させていただきます。

下野谷遺跡につきましては、史跡を適切に保存し、確実に後世に継承していくため、本年3月に史跡下野谷遺跡保存活用計画を策定させていただいております。保存活用計画では、全体のコンセプトを「縄文から未来へ したのやから世界へ」といたしまして、五つの将来像を掲げて保存、活用及び整備、それぞれの側面から、その実現に向けた方向性や方針をお示ししているというものでございます。

本件、史跡下野谷遺跡整備基本計画につきましては、保存活用計画により示したコンセプトや方向性をもとに、主にその整備の内容についての計画を策定するというものとなっております。

ります。

策定に当たりましては、これまで学識経験者、公募市民、自治会長等の地域住民、関係課職員で構成しております策定懇談会のほか、文化庁や東京都からの指導、御助言をいただくとともに、また、地域住民の方々を対象とした市民説明会を実施してまいりました。このたび広く市民の意見を聴取し、計画に反映させていくため、計画（素案）に対するパブリックコメントの実施を予定しておりますので、報告申し上げます。

こちらの期間は、平成31年1月16日から2月15日を予定しております、この期間中に市民説明会、また、ASTAセンターコート、下野谷遺跡周辺の施設におけるパネル展示を行いまして、広く市民意見を聴取してまいりたいというふうに考えております。

それでは、素案の内容について説明いたします。

まず、計画の構成でございます。恐れ入りますが、資料1、史跡下野谷遺跡整備基本計画（素案）を御用意ください。

2枚おめくりいただきますと、目次がございますので、こちらを御覧ください。全体で5章立ての構成になっておりまして、大きく分けると、第1章から第3章までが前提条件等の整理、第4章、第5章が整備の内容に関わるものとなっております。

第1章につきましては、計画策定の沿革、目的といたしまして、保存活用計画の概要、また、本計画策定の目的、計画の対象範囲、策定経過などをまとめております。

第2章、計画地の環境は、計画策定の前提となります自然的環境、歴史的環境、社会的環境を整理しているものでございます。

第3章、史跡の概要および現状につきましては、整備内容を検討するに当たり、史跡の指定理由や価値、活用事業や公有地化の状況、周辺住民からの要望などを整理しているものでございます。

第4章、史跡下野谷遺跡整備の理念と方針では、保存活用計画のコンセプトや将来像を受けた形で、整備について具体的な内容を検討する上での考え方をまとめたものです。

続きまして、第5章でございますが、こちら史跡下野谷遺跡整備基本計画では、ここまで整理した内容を具体的に実施していくための方法として、1、全体計画から、15、コアエリア完成予定図までに分けまして、内容をお示ししているものでございます。

続きまして、それぞれの内容については、資料2、概要版にて説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料2をお手元に御用意ください。

こちら、A3判の表裏になってございまして、左上に表題がございます。表題の下の部分、こちらについては、策定の目的等を記載している部分でございます。

その右上のところの四角の囲みの中でございます。下野谷遺跡の本質的価値につきましては、昨年度策定した保存活用計画において整理した内容で、大きく5点、典型的な構造が明らかな大規模な環状集落、縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落、都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落遺跡、縄文集落の立地を明瞭に示す、隣接する東集落と双環状集落を構成するとなつてございまして、整備にも関連してくる部分となりますので、改めてお示しさせていただいております。

続きまして、左側の四角の囲みの中です。史跡下野谷遺跡保存活用計画の部分を御覧くだ

さい。こちらでは、本計画の前提となります保存活用計画のコンセプト、五つの将来像、文字が白抜きになっている部分でございますが、また、その下の黒い四角の部分では、保存・活用・整備の基本的な考え方というものを改めてお示しさせていただいております。

ここまでが大きく第1章から第3章までの整備計画の前提となる部分という形になっております。

次に、整備につきましては、資料の中央部付近、真ん中ぐらいに括弧書きで、整備の理念とある部分を御覧ください。

下野谷遺跡につきましては、先ほど本質的価値でも触れましたように、開発の著しい都市部で集落全域が残されているということが特徴であり、価値となっております。また、史跡指定以前から、発掘調査や活用事業に多くの市民の皆様が関わって御協力いただいております。これは都市部にある遺跡のメリットであるというふうに考えられます。こういった価値やメリットを生かし、整備の段階から多くの方々に関わっていただきながら進め、まちのにぎわいにもつなげていきたいという考えから、整備のテーマを「みんなでつくり、つなげる都市部の縄文空間」としたところがございます。

先ほどの五つの将来像から右側に矢印がずっと伸びておりますが、こちらでは、整備の面からこちらの将来像を具体化させていくための理念を整理するとともに、全体といたしましては、右側中段の四角囲みの中、「みんなでつくり、つなげる都市部の縄文空間」をテーマといたしまして、①から⑩までの方針をお示ししているところがございます。

ここまでが第4章の部分という形になっております。

恐れ入ります。ここで、資料1の30ページをお開きください。

こちら30ページに、ここまで整理いたしましたテーマ、理念、方針等を改めて図示させていただいております。方針①、②、③とございますが、方針の四角囲みからまた矢印で四角囲みが出てございます。例えば、理念1の部分ですと、全体計画、段階的な整備でございますが、こちらの黒丸のところ、こちらが次の第5章でお示しさせていただく計画の項目という形になってございまして、全体の流れとしてはこういった形で理念に方針がございまして、方針に基づいて個別の計画内容があるという形になってございます。

恐れ入ります。資料2、概要版のほうにお戻りください。

表面の下のほうに図面が二つございます。下のほうのちょうど真ん中あたりに黒の四角がございまして、全体に関する計画という部分がございます。長期的には西集落全体の保護、整備を目指して追加指定、公有地化を進め、下野谷遺跡の特徴を示す縄文時代中期の一時点での西集落の景観というものを感じられる整備を行うというものが全体的な計画としております。

次に、その右下の部分です。地区区分に関する計画というところがございます。先ほどの長期的な展望を視野に置きつつ、早期に整備が可能な現時点で公有地となっている部分を中心といたしまして、段階的に整備を行ってまいります。このうち、活用・整備方法に応じまして、このエリア内をさらに集落復元ゾーン、体験ゾーン、エントランスゾーン、みどりのゾーンの四つにゾーニングいたしまして、整備を進めてまいります。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。

一番真ん中ほど、こちらにあるのが整備のイメージとなっております。

左側の部分に整備に関する項目ごとの計画概要というものをお示ししているところでございます。

図面のほうを御覧いただきますと、図面の右下の部分、メインエントランスと書いてある部分がございますが、こちらをエントランスゾーンといたしまして、メインエントランスを配置し、さらに史跡の解説板や地形模型、ベンチなどの便益施設を置きまして、こちらの遺跡公園の導入部分というふうに考えてございます。

メインエントランスの上の部分、こちらを体験広場という形で考えてございまして、これまで実施してまいりました縄文の森の秋まつり等のイベントで体験事業を実施するほか、体験用の住居といたしまして、柱の穴を復元しました造形物によりまして、イベント等のときにみんなで穴に柱を立てて住居を再現したりですとか、そういったものを考えているというところでございます。

中央部及び西側、図面上左側になりますけれども、こちらにつきましては、集落復元ゾーンといたしまして、下野谷遺跡の特徴であります環状集落の構成要素である竪穴住居、また、広場の土坑群、倉庫と思われる掘立柱建物を復元いたしまして、縄文空間を体験、体感できるような内容としたいというふうに考えております。特に竪穴住居に関しましては、環状集落を表現するためには複数の住居が必要となりますので、活用事業といたしまして、少しずつ市民の皆様とともに整備、更新を継続していくということを考えております。

最後に、下段の中央部分の四角、整備に関するスケジュールというところを御覧ください。こちらの整備につきましては、短期的な整備を第1期といたしまして、さらにそれを1A期と1B期の2段階に分けております。1A期では全体の造成ですとかエントランス部分、体験ゾーンを中心に整備を行うことを考えております。1B期では、それと並行する形で、主に集落復元ゾーンの造形物等を整備することとしております。その後、第2期整備では、活用事業といたしまして実施していく竪穴住居の復元や更新作業、樹木の更新、管理などを市民参加で継続的に実施していくことで、一旦整備して終わりということではなくて、常に何かこちらで動いている遺跡、まちのにぎわいを創出していくとともに、市民の皆様とともに成長していく都市部の史跡整備のモデルとなるような遺跡を目指していくという形で考えております。

以上、雑駁ではございますが、計画素案の内容の報告とさせていただきます。私からは以上です。

- 木村教育長 ありがとうございます。これより質疑をお受けいたします。まず最初に、表彰関係が二つございますけれども、何か御質問ございますか。
- 高橋委員 健康づくり功労の表彰についてお聞きしたいんですが、これは都の教育委員会が表彰して下さったということなんですけれども、今回は学校のお医者様ということですよ。これは、学校関係者の中から選ばれるということであれば、例えば、養護の先生ですとか、給食関係の職員の方とか、そういった方も表彰される可能性というのはあるのでしょうか。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 健康づくり功労に関しましては、今回は、学校医と、

学校歯科医、学校薬剤師ということで、学校保健安全分野でいただいております。養護教諭等につきましては、公立学校の教職員として該当が見られる場合が、表彰対象になるということがあります。

- 高橋委員 そうなんです。学校の健康づくりということでは、養護の先生はとても貢献してくださっていると思うので、もし推薦できたりとか、そういうことができるのであれば検討していただけたらなと思いました。ありがとうございます。
- 木村教育長 私の記憶ですと、職員表彰の中に学校保健分野で功績があった方が推薦されるケースもあったように思います。是非、養護教諭とか、学校の職員、栄養士さんとか、そういった方にも表彰する機会を与えてもらいたいということですので、今後よろしくお願ひしたいと思います。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 はい。
- 森本教育長職務代理者 働き方改革推進プランの質問で、まず最初に、根本的なところの確認ですけれども、参考資料の中の勤務実態というのがありますが、平日1日当たりの在校時間というのは、これは全職員の平均の時間ということでよろしいのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 12ページの参考資料につきましては、その該当区分の平均をとった数値でございます。
- 森本教育長職務代理者 同じように、土曜、日曜の勤務状況について、これは勤務した方の在校時間ということで、当然、土日は全然出ていないという職員ももちろんいらっしゃって、出た方の平均がこの時間だったということでよろしいのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 土日に出勤した教員の平均です。
- 森本教育長職務代理者 土日に出勤する人の割合みたいなものは、ここで読み取ることはできるのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 割合はここでは示しておりません。
- 森本教育長職務代理者 実際に感覚としては、どれぐらいの割合の方が土日に出勤されているのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 土曜日に出勤した教員の割合ですが、小学校33.3%、中学校56.5%、日曜日につきましては、小学校6.5%、中学校40.1%、これは全ての職層を合わせた平均です。
- 森本教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございました。
- 高橋委員 働き方改革の中の具体的な取組について少しお伺いしたいんですけれども、ストレスチェックを行っていくということがあったと思うんですが、そのストレスチェックの方法というのは、具体的に、医療関係者をお願いするとか、民間をお願いするとか、どういうやり方かということをお聞きしたいんですけれども。
- 内田教育指導課長 こちらのストレスチェックの方法ですけれども、教員一人ひとりにアンケート用紙を配りまして、アンケートで答えを書いていただきます。その中で、それを専門の機関に見ていただきまして、指摘項目の中で幾つか気になる部分については医師が面接をして、直接聞き取り等を行って状況を確認すると、そういったような内容のものを今予定しております。

- 高橋委員 ありがとうございます。これは、もちろん管理職の方もですね。
- 内田教育指導課長 含まれます。
- 高橋委員 働き方改革のタイムマネジメントみたいなところは、管理職の先生方に任されるところが大きくなってくるんじゃないかと思うんですけども、管理職の先生は一般職員の方の健康管理みたいなところもやられなければいけないと思うんですが、管理職の方の精神的なフォローみたいなところがあまりなされていないような気がしますので、そのあたりのことも、このストレスチェックでちょっと浮かび上がって、フォローできるようになっていったらいいなと思いました。
- 内田教育指導課長 管理職の中で、とりわけ副校長が勤務の状況としてはかなり厳しい状況であるというのは、様々な調査からも言われているところです。また、実際、副校長が精神疾患等で病気休職をする数も、東京都全体でもかなり大きな数になっています。そのあたりのことは、副校長につきましては、校長会等を通じてしっかりと、副校長が心身ともに健康な状況で勤務ができるように十分配慮するように、私どものほうから校長に対して指導しています。  
校長につきましては、申し訳ないですけども、自己管理という形で、特に手だてとしては無いですが、この調査からもわかるように、校長の勤務時間等については、特段大きな問題になるような時間等にはなっていませんし、校長が精神疾患等になる割合も非常に少ないものですから、そのあたりについては、教育委員会としては見ていきますけれども、特段課題としては挙げているところではございません。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 森本教育長職務代理者 在校時間の把握とか意識改革の推進の中で、全ての学校に衛生推進者を配置するというふうにあるんですけども、この方はどういった立場の方をここに配置するというか、どういう職務の方で、どういう方をこの立場にしていこうというふうに考えていらっしゃるか、教えていただけますか。
- 内田教育指導課長 こちらの衛生推進者につきましては、今年度、全ての学校の副校長にこの衛生推進者の講習を受講させまして、正式に衛生推進者として資格を持って各校で配置するように今年度からしているところです。
- 森本教育長職務代理者 そうしますと、やっぱり副校長先生のほうで、在校時間の長い先生に対して短縮に向けた取組ということは、要するに、そこである意味指導であったりとか、早く帰るように促すみたいな形になることになるかと思うんですけども、こちらとして心配なのは、早く帰ることがよいこと、時間が短いことがよいことみたいに、いじめ件数ではないけれども、学校として少ないことがよいことみたいになって実態がわかりづらくなるというか、早く帰った学校はそれだけが評価されるんじゃないかというところがちょっと心配にはなるんですけども、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 時間だけ見ていきますと、例えば、持ち帰り仕事が増えてしまうのですと、これは意味がありませんので、どういった取組があつてこの数値なのかという中身もしっかり確認しながら、業務のあり方というところをしっかりと見直しを進めていきたいと考えております。

- 森本教育長職務代理者 是非お願いいたします。
- 米森委員 関連で、副校長先生が忙しいというのは、いろいろ手を打たれているというのは承知しておりますけれども、やはり実態もお忙しいようなので、この業務をまず何とか軽減してあげるといのが必要かと思えます。補助金頼みの部分もあるのでしょうかけれども、そうではなくて、やれる部分から手をつけるということが必要かと思うんですが。その中で、経営関係は副校長のほうがやれるというのはあるんですが、例えば事務関係、ここの中でよく意識されているのが事務の職員の方をうまく活用しましょうと、それはそうだと思いますけれども、現状2人とか1人いらっしゃると思いますが、そういう現状と、今後、経営まで踏み込んでというのはなかなかできるかどうかよくわかりませんが、副校長先生を中心に、学校の業務をかなり軽減させられる役割をこの方たちもできるというようなお考えでここら辺は書かれているかどうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 先日、文部科学省で行われました学校マネジメントフォーラムに行っていました。そこでは学校経営に参画する事務職員のあり方というような発表もございました。どのように参画するか、どういった面で参画できるかというような点について、事務職員研究会でも研究が進められておりますので、そちらも参考にしながら、本市においてどのようなことができるかについてしっかり考えて、組織的に動いていける体制づくりの検討を進めていきたいと考えております。
- 米森委員 現状は、小・中学校で1名、事務職の方はどのような現状なんでしょうか。
- 内田教育指導課長 1名ずつ各校に配置をしております。先ほど米森委員のお話のように、経営支援部というものを学校に設置して、副校長が統括をするんですけども、その中に事務職員も入れて、そして一般の教員も入れて、経営支援部として副校長の校務軽減に資するように取組をしている学校が、西東京市でも3分の2ほどの学校で今実施をしているところです。
- 米森委員 それを全校に拡大するというようなお考えはありませんか。
- 内田教育指導課長 こちらのほう、毎年、経営支援部の設置につきましては、校長に情報提供をして順次広めるように指導しているところです。経営支援部を設置しますと、教員のほうで、経営支援担当の教員を置くことはできます。その教員が週3時間、経営支援担当として校務軽減が図られます。講師が入られますので、その3時間を使って副校長を支援できるような形になっております。順次そういった活用を図るように各学校に働きかけているところでございます。
- 米森委員 よろしくお願いします。
- 山田委員 教員の勤務評価というのは、管理職である校長先生が行うのでしょうか。
- 内田教育指導課長 そのとおりです。
- 山田委員 そうすると、時間のマネジメントでタイムレコーダーなんかを入れるのは非常にいいことだとは思いますが、逆にそれを勤務評価に校長先生が使ってしまうと、逆の効果を生むと非常に困るなど。一般の社会では結構そういうことがあるので、そこを、我々大学の教員も同じように時間の調査が来るんですけども、その調査に関しては、これはそういう評価ではないんだと。要するに、健康管理を目的としてやるんだということを徹



底させていただきたいなという気が一つしました。

もう1点、読んでいて気になったことなんですけれども、新たにやっぱり自己啓発のための研修会をやるとか、文章の中にも精選してやっていくとか書いてはあるんですけれども、次から次に研修会が増えたりすることが新たな負担にならないか。それから、先ほどの衛生推進者も、実は副校長先生だということは、副校長先生の業務が新たに加わるわけで、そうすると、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドをきちっとやっていかないと、今まで以上に負担増になって改革ができなくなってしまう、そういうおそれがありますので、是非その辺も注意深く進めていただければと思います。

以上です。

○木村教育長 御意見ということで、今後検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○米森委員 下野谷関係で、いろいろ魅力的にアップしていただくというのは非常に喜ばしいなと思って拝見させていただきました。あわせて、ここがアップすると、いろいろ下野谷遺跡を訪れる来訪者も増えることが見込まれるので、アクセスとか、多分東伏見の駅から歩いてすぐなんですけれども、ちょっと住宅街から入っていくとわからなかったりとかがあると思います。そのアクセスの部分まで考えてやっていただくとありがたいと思いますけれども、そこら辺も多分お考えだと思いますが、あわせて、教えていただければと思います。

○掛谷社会教育課長 まず、東伏見駅からは徒歩7分程度になってございます。下野谷遺跡の周辺に、実は東伏見公園ですとか、石神井川の遊歩道ですとか、また練馬区に行きますと武蔵関公園等ございまして、下野谷遺跡だけではなくて、周辺の地域資源を一体的に見ながら周遊できるような形というのが、人のにぎわいを生むためには必要なのかなというところを考えてございます。

今回は下野谷遺跡の周辺のことになっておりますが、そういったあたりも関係課と連携しながら進めていくことで、あのあたりの歴史的なものを学んでいただくところが下野谷遺跡というような形で、役割分担みたいなものをしながらしていきたいなと思っています。そういった案内の表示ですとかというところも、全体のコースの中の一つというようなイメージになるかと思いますが、そういったあたりで地域資源としてまとまった形で活用していきたいなというふうに考えております。

○米森委員 よろしくをお願いします。

○森本教育長職務代理者 下野谷のこれからの整備計画の中で、市民とともに作り上げていくみたいなことは書かれているんですけれども、学校との連携みたいなことの部分ではどのように考えていらっしゃるのかという、何かそういう計画みたいなものがあるのか教えていただけますでしょうか。

○掛谷社会教育課長 学校の児童・生徒の方もやはりこういった整備に関わっていただきたいというふうに考えてございます。ちょっとまだ具体的な内容にはなっていないところなんですけど、例えば、ほかの自治体なんかですと、児童・生徒の方にこういったモニュメントをつくっていただいて置かせていただいたりというところもございまして、あと、先ほどお話がありましたような案内の表示ですとかというところをつくっていただいたりという自治体も

ございます。そういったあたりで、児童・生徒の方にもこちらに関わっていただきながら整備していくことで、自分たちの町の遺跡だという意識というのが高まっていくのかなというふうに思っていますので、そういったあたりも考えながら事業を進めていきたいなというふうに考えています。

○森本教育長職務代理者 やっぱり自分たちの町のものということ子どもたちが認知することで、ずっと長く継続していける場所はあると思うので、特に遺跡に近い東伏見小学校なんかはいろいろな関わりを持っているので、市民である子どもたちがちゃんと知ることによって、長い間継続していけるということになるかと思っておりますので、そのあたりもしっかりとやっていただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願ひします。

○山田委員 結構いろいろな自治体で、地方に、縄文を売り物にしたところがあると思うんですけども、例えばそういうところとネットワークみたいなものがあるのか、あるいは、今後そういうものをつくって相互に情報を共有して、それぞれを生かしていくような方向性というのがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○掛谷社会教育課長 まず、今年のシンポジウムでは、海の縄文、森の縄文、山の縄文ということで、縄文時代の一時期の中でも場所によって特徴が異なるということもございまして、そういったあたりでの連携を行っています。

下野谷遺跡につきましては、石神井川の拠点となるような遺跡でございまして、例えば、石神井川沿いの自治体との連携を考えております。今年度、練馬区のほうで下野谷遺跡から出土した遺物を展示していただいたこともありましたので、まず石神井川を中心とした部分、また、その次にこういった場所ごとの特徴で連携していく部分というところを活用事業で行って、ネットワーク化というものを広げていきたいなというふうに思っています。

○山田委員 わかりました。

○高橋委員 周知していただきたいという御意見が東伏見駅周辺まちづくり懇談会でも出ていますけれども、私も本当にそう思います。付近の施設との連携とか、回っていく回遊性とか周遊性みたいなものも考えていらっしゃるということだったんですけども、そのときに、やっぱりここにもありますが、案内板が必要とありますよね。その案内板を是非つけていただきたいんですけども、どっちに行けばたどり着くのかということ、それが、市内でも案内板があってもわかりづらかったりとか、ざっくりした方向しかなくて、ここから先はどっちへ行ったらいいのかわからないという案内板もあるので、それは、是非、せっかくなのであれば、必ずそこへどなたでもたどり着けるように、現在地はこことか、マップ、ちょっとした簡易図をつけるとか、そういった形で必ず小まめに、住宅街の中を通るとしたら設置するのが難しかったりとかがあるのかもしれないかもしれませんが、そこはよく考えて実効性のあるものに是非していただきたいなと思います。お願ひします。

○掛谷社会教育課長 具体的には、今後検討していきたいと思いますが、より多くの方に行っていただきたいというふうに考えておりますので、今いただきました御意見を参考にさせていただきます。

○高橋委員 お願ひします。

○木村教育長 ほかに質疑はございせんか。――質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑をお受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第5 議案第37号 西東京市公立学校教職員の処分の内申についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 07 分 休 憩

午後 3 時 52 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 52 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員